

「藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（案）について

1 はじめに

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（以下、「法」という）が制定され、平成28年4月1日に同法が施行されました。このことに伴い、本市教育委員会では、本市立学校の児童生徒が、障がいの有無によって学校教育において分け隔てられることがないように、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての児童生徒が互いを認め合い、ともに学び、ともに育つことができる学校教育の実現に向け、教職員が適切に対応するための対応要領を策定しました。

2 策定に至った経過

〈国の動き〉

- ・平成19年 9月 「障害者の権利に関する条約」に署名
- ・平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定
- ・平成27年 2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定
- ・平成28年 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行
- ・ 〃 各行政機関が「対応要領」を施行

〈神奈川県動き〉

- ・平成28年 4月 「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行
- ・ 〃 「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行

〈本市の動き〉

- ・平成27年10月 「藤沢市職員サポートブック」を発行
- ・平成28年 4月 「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行

〈本市教育委員会の動き〉

- ・平成27年 7月 「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」（資料-4参照）を作成
- ・平成28年10月 「藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行予定

3 対応要領について（資料-2-①参照）

（1）概要

法第10条に基づく「地方公共団体等職員対応要領」として、障がいを理由とする差別の解消に向け、本市立学校に勤務する教職員が適切に対応するための要領として策定。

- ・第1条「目的」
- ・第2条「基本原則」
- ・第3条「定義」

- ・第4条「不当な差別的取扱いの禁止」
- ・第5条「学校における合理的配慮の提供」
- ・第6条「藤沢市立学校における合理的配慮検討会議」（資料—3参照）
- ・第7条「校長の責務」
- ・第8条「相談体制の整備」
- ・第9条「研修及び啓発」

(2) 留意事項について（資料-2-②別紙参照）

対応要領第4条「不当な差別的取扱いの禁止」及び第5条「学校における合理的配慮の提供」を具体的に補足するために策定。

- ・Ⅰ 不当な差別的取扱いについて
 - 1 基本的な考え方
 - 2 判断について
 - 3 具体例
- ・Ⅱ 学校における合理的配慮について
 - 1 基本的な考え方
 - 2 留意点
 - 3 提供にあたって

(3) 対象者 本市立学校に勤務する教職員（非常勤職員を含む）

(4) 策定手順

- | | | |
|---|---------|---|
| ① | 平成28年2月 | 藤沢市特別支援教育協議会に素案を提示 |
| ② | 〃 5月 | 藤沢市障がい者総合支援協議会、藤沢市特別支援教育協議会、藤沢市立白浜養護学校PTA、その他関係団体等に一次案を提示 |
| | ～6月 | 各委員等から意見聴取 |
| ③ | 〃 7月 | 藤沢市特別支援教育協議会において二次案について協議検討 |
| ④ | 〃 8月 | 藤沢市教育委員会8月定例会において報告 |
| ⑤ | 〃 9月 | 9月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において報告 |

4 今後のスケジュール

〈対応要領について〉

- ・平成28年10月1日 施行予定
- ・ 〃 10月 校長会及び教頭会で周知
- ・ 〃 ～12月 校内支援担当者会、児童支援・生徒指導担当者会、白浜養護学校・特別支援学級等連絡会で周知
各校における校内研修会で全教職員に周知

〈対応事例について〉

- ・平成28年10月末日 各校における合理的配慮対応事例を集約
- ・ 〃 11月 データベース化した対応事例を学校に提供

藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)

(目的)

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、藤沢市立学校（以下「市立学校」という。）に勤務する教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 教職員は、「藤沢の支援教育」の考え方を基本として、この要領に定める障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応するものとする。

(定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がいのある児童生徒 障がいがある児童生徒であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に学校生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 法第 2 条第 2 号に規定する、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は、法第7条第1項の規定により、学校が行う教育活動全般に当たり、障がいがあることを理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある児童生徒、障がいのある保護者、障がいのある来校者その他学校に関わる障がいのある者（以下「障がいのある児童生徒等」という。）の権利利益を侵害してはならない。

2 前項の場合において、教職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(学校における合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、学校が行う教育活動全般に当たり、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある児童生徒等の権利利益を侵害することとならないよう、学校における社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「学校における合理的配慮」という。）を提供しなければならない。

2 過重な負担の判断については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次に掲げる事項を考慮し、具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。

(1) 学校が行う活動への影響の程度

(2) 実現可能性の程度

(3) 費用・負担の程度

3 前項の場合において、教職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(藤沢市立学校における合理的配慮検討会議)

第6条 合理的配慮に係る過重な負担について、その判断が困難な場合は、教育委員会及び関係機関と連携し対応する。

2 前項の規定による対応が困難である場合、学校における合理的配慮の必要性及び対応方法の検討を目的として設置された藤沢市立学校における合理的配慮検討会議で検討することができる。

(校長の責務)

第7条 校長は、第4条に基づく不当な差別的取扱い及び第5条に基づく合理的配慮の提供に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の職務を通じた指導等により、監督する教職員の注意を喚起し、障がい理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 学校における合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、適切に提供するよう指導すること。

2 校長は、障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者から、不当な差別的取扱い及び学校における合理的配慮の不提供に対する相談や苦情の申出等があった場合は、速やかに状況を確認し適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第8条 学校及び教育委員会各課（学校教育相談センターを含む。）は、教職員による障がい理由とする差別に関し、障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリに加え、障がいのある児童生徒等が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮し、校長、関係職員及び教育委員会間で情報共有を図り、活用することとする。

なお、知り得た個人情報は職務遂行以外に用いたり、漏らしたりしてはならない。

(研修及び啓発)

第9条 教育委員会は、市立学校における障がい理由とする差別の解消及び支援教育の推進を図るため、教職員に対し必要な研修を行い、啓発に努める。

2 教職員は、「藤沢市職員サポートブック」及び「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」等により、障がいのある児童生徒等へ適切に対応するために必要な知識を習得するよう努めなければならない。

附則

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

2 教育委員会は、この要領の施行後1年を経過した場合において、学校における合理的配慮のあり方その他この要領の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

別紙

藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領における留意事項(案)

この留意事項は、市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(以下「要領」という。)第4条第2項及び第5条第3項に規定する事項を定めるものとする。

なお、教職員は、「藤沢の支援教育」の考え方を基本として、障害者基本法の基本的な理念及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の目的を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての児童生徒が互いを認め合い、ともに学び、ともに育つことができるよう、一人ひとりに応じた適切な支援・指導に努めるものとする。

I. 不当な差別的取扱いについて

1. 基本的な考え方

法は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる、障がいのある者の権利利益の侵害を禁止している。

学校における不当な差別的取扱いとは、合理的配慮を提供できない理由がないにもかかわらず、障がいを理由として、障がいのない児童生徒等と同様の教育の機会の提供を行わないことや、機会の提供にあたって、障がいのある児童生徒等のみに制限や条件をつけることである。

教職員は、法の趣旨に則り、障がいのある児童生徒等が安心して学校で生活できるよう不当な差別的取扱いの基本的な考え方に十分留意して対応しなければならない。

2. 判断について

教職員は、個別の事案ごとに、障がいのある児童生徒等、第三者の権利利益(例:安全の確保、損害発生防止等)及び学校における教育活動の目的・内容・機能の維持等の観点に照らし、具体的な場面や状況に応じて、総合的、客観的に判断する必要がある。

その際、合理的配慮を提供できない理由について拡大解釈することがないよう留意する。

なお、合理的配慮を提供できないと判断した場合には、障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

3. 具体例

- ① 第2で示したとおり, 不当な差別的取扱いに相当するか否かについては, 個別の事案ごとに判断されることとなる。

以下に示す不当な差別的取扱いに当たり得る具体例については, 合理的配慮を提供できない理由が存在しないことを前提としていること, さらに, それらはいくまでも例示であり, 記載されている具体例だけに限られるものではない。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいを理由に入学を拒否する。
- 障がいを理由に授業への参加を拒否する。
- 障がいを理由に行事等への出席を拒否する。
- 試験等において, 合理的配慮を受けたことを理由として評価に差をつけること。
- 教育活動において, 障がいを理由に, 特に必要ではないにもかかわらず, 保護者等付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり, 特に支障がないにもかかわらず, 付添者の同行を拒否したりする。

等

- ② 障がいのある児童生徒の教育活動を保障し, 教育の目標を達成するために必要な措置は, 不当な差別的取扱いには当たらない。

(不当な差別的取扱いに当たらない具体例)

- 学校における合理的配慮を提供等するために必要な範囲で, プライバシーに配慮しつつ障がいのある児童生徒又はその保護者から障がいの状況等を把握する。
- 障がいのある児童生徒のため通級による指導を実施する。
- 特別支援学級及び特別支援学校において, 特別の教育課程を編成する。

等

II. 学校における合理的配慮について

1. 基本的な考え方

法は, 障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者から, 学校における社会的障壁の除去が求められた場合, その実施に伴う負担が過重でない

ときは、学校における合理的配慮を行うことを求めている。

学校における合理的配慮は、本来の教育活動の目的、内容、機能を損なうことなく、必要とされる範囲で、提供するものである。

なお、合理的配慮は、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。障がいがある者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく社会におけるさまざまな障壁によって生ずる。

2. 留意点

- ① 学校における合理的配慮は、障がいの特性や学校における社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なるものであることを踏まえ、要領第5条第2項各号に規定する要素を考慮し対応する。

その際、障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者との対話を通して、相互理解を図り、合意形成に努めた上で、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で実施する。

- ② 学校における社会的障壁の除去を求める意思表示に当たっては、障がいのある児童生徒等が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられるが、本人からの意思表示のみでなく、家族、支援者・介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う場合も同様とする。

なお、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により意思の表明が困難な障がいのある児童生徒等が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても学校における社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮を提案し、自主的に取り組むよう努めることが望ましい。

- ③ 学校における合理的配慮は、個々の障がいのある児童生徒等に対して、現在の人的・物理的・技術的な環境を基礎として、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、学校における合理的配慮の内容は異なることとなる。

また、障がいの状態等が変化することもあるため、適宜、見直しを行うことが重要である。

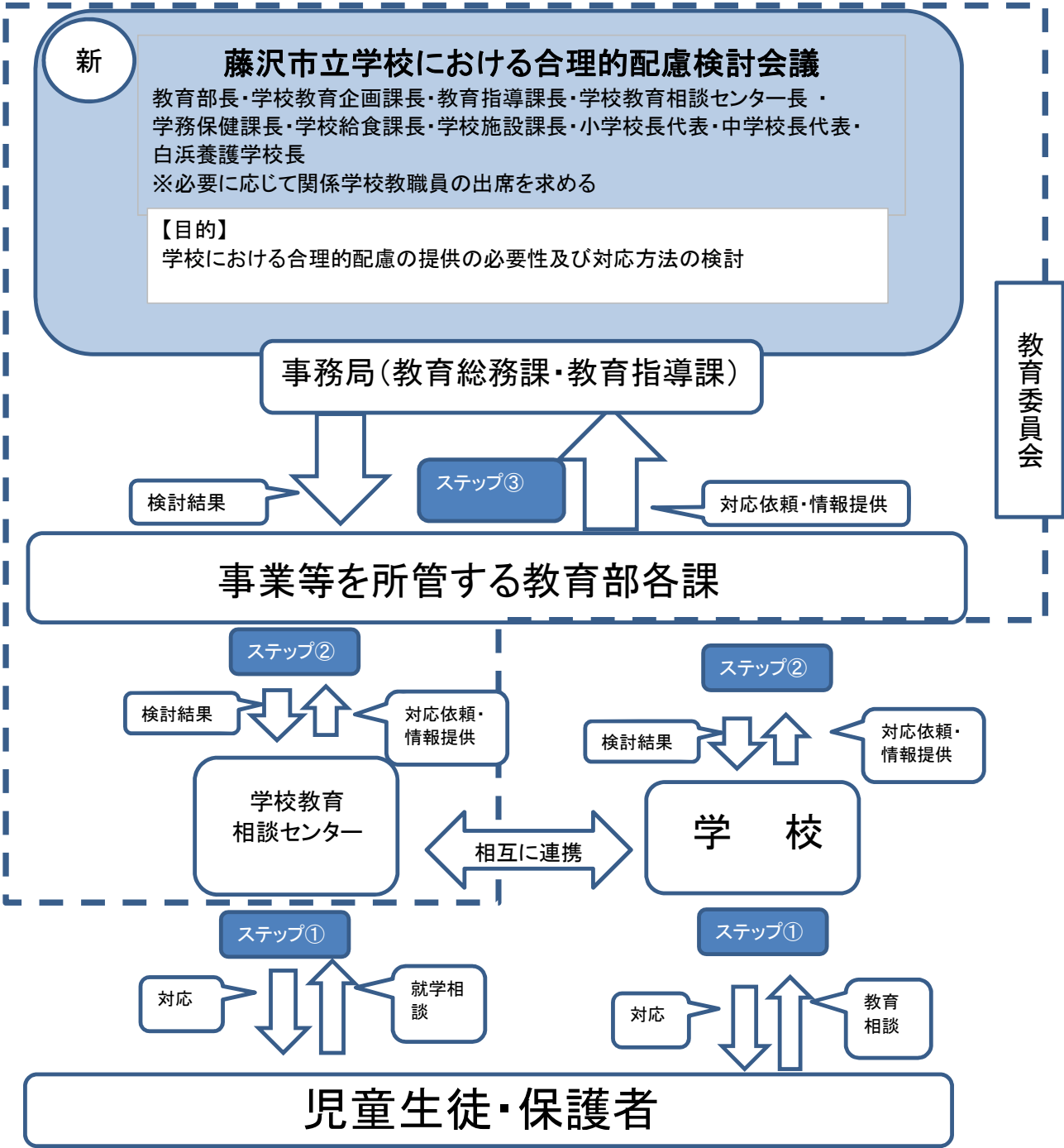
- ④ 教育委員会又は市立学校が、教育活動の一環として実施する活動において事業者へ委託等する場合は、提供される学校における合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある児童生徒が不利益を受け

ることのないよう、委託等の条件に、要領を踏まえた学校における合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

3. 提供にあたって

学校における合理的配慮の提供にあたって、具体的な方法を考える際には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」等に記載されている事項を参考にする。

藤沢市立学校における合理的配慮検討会議の設置について



藤沢の支援教育

ともに学びともに育つ



藤沢の支援教育リーフレット 教職員ガイド
～「ともに学びともに育つ」学校・学級をめざして～

2015年 7月

藤沢市教育委員会 教育指導課

目 次

I	藤沢の支援教育 ともに学びともに育つ	1
II	困っていませんか？	2
III	学校全体で支援します	
	1. 学級環境を整えています	4
	2. わかる授業づくりに取り組みます	6
	3. 保護者と連携を図ります	8
	4. 校内支援体制を整えています	12
IV	教育委員会の支援	15
V	関連機関との連携	16
付録	インクルーシブ教育にかかる世界・国・神奈川県・	
	藤沢市の動き	18
	その他 児童・生徒支援に係る主な国・神奈川県・	
	藤沢市の動き	21

I 藤沢の支援教育 ともに学びともに育つ

～子どもたちの笑顔あふれる学校をめざして～

藤沢市教育委員会では、学校教育ふじさわビジョンに基づいて、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに適切に対応していく「支援教育」の実現をめざしています。

藤沢市教育委員会では、これまで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を「特別支援教育」として、推進してきました。しかし、「特別支援教育」という言葉は、障がいを持っている子どもへの支援・指導と捉えられることもあり、これまでの「特別支援教育」の考え方を、より大きな概念で捉える「支援教育」に改めるよう整理をし、「特別支援教育」を包含するものとししました。「支援教育」の考え方は、「**ともに学びともに育つ**」学校教育をめざし、**障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズ**に応じた支援・指導を行うことです。

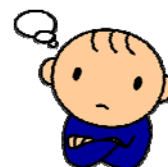
子どもたちにはそれぞれの豊かな個性があります。互いに学校・学級の中で関わり合うことで、様々な違いや考え方を知り、よりよい生活を創っていくための思いやりや協力、多くの知恵を学ぶことができます。子どもたちが、同じ場でともに学ぶことによって育った力が、社会の中で自立して生きていく実践的な力へとつながっていくのです。



一人ひとりの教育的ニーズとは？

「教育的ニーズ」とは、**児童生徒が自分一人では解決できない困難なことすべてをいいます。**

子どもたちは、障がいの有る無しにかかわらず、自力では解決することが難しい様々な困りごとを抱えています。その困りごとを「**教育的ニーズ**」としてとらえ、それぞれの子どものニーズに応じた支援・指導をしていきましょう。



「藤沢の支援教育」を推進するためには

学校は、子どもが個に応じた適切な支援や教育が受けられるよう、**校内支援体制**を充実させ、**多様で柔軟な取り組み**ができるよう、子どもを中心とした学校教育環境を実現していくことが大切です。

教職員のみなさんは、**あたたかな学級づくり、わかる授業づくり、保護者との連携**につとめ、子どもたちに適切な支援を行っていくことをめざしましょう。

そこで、リーフレットの内容に沿って、次のページより、具体的に説明をします。

Ⅱ 困っていませんか？

こんな子は、いませんか？

例えば

- ひとりでいつもぼつんとしていて、友だちとかかわれていない。
- はっきりした理由がなく学校を休むことが多い。または保護者が登校させない。
- 些細なことでけんかが始まってしまう。
- 静かに授業をうけているが、教員の指示をほとんど理解できていない。
- 授業中でも自分の思いのままに行動している。
- 教師の話を遮ったり、すぐに立ち歩いて尋ねにきたりする。
- 日本語理解が難しく学習についていけない。友達関係も孤立しがち。
- 家に帰りたがらない。
- 学校では問題行動が見られるが、家ではとても「いい子」である。またはその逆。
- 理解しがたい言動が見られたり、精神的な不安定さを感じたりする。

等

あなたは、または、あなたの学校では、どのように対応していますか？



子どもたちも困っています

自分一人で解決できない課題を抱える子どもたちは、**どうして自分はいつもこうになってしまうのだろう**と困っていたり、悩んでいたたり、**自分でも改めようと必死に努力**していたりします。また、子どもによっては、**困りごとを言葉や態度で表現できなかつたり、自分の思いとは逆の言動を示したい**することもあります。

「困った子」から「困っている子」へ見方を変えましょう

教職員のみなさんは、子どもに対する見方を「**困った子**」から「**何かに困っている子**」であると転換し、**子どもの困っている気持ちに寄り添い、多面的に理解しようとする姿勢**を大切にしましょう。支援教育の第一歩は、「困った子」から「困っている子」へ見方を変えることなのです。

表面的な見方

子どもの内面にまで入る見方

「困った子ども」

例えば、
授業中でも自分の
思いのままに行動
している子

視点の転換



「何に困っているのか考えましょう」

- ① 学習環境に集中しにくい要因があるのだろうか？
- ② 学習につまずいているのだろうか？
- ③ 本人にとって学習量が適当でないのだろうか？
- ④ 友だち関係や家庭のことなどで、心理的に不安なことを抱えていないだろうか？

等

適切な
支援例

① 学習環境に集中しにくい要因があるのだろうか？

- 教室前面をすっきりさせてみよう。
(視覚的な刺激の制限)
- 発問を短く簡潔にしてみよう。
- 興味関心を引くような課題の提示をしてみよう。

等

③ 本人にとって学習量が適当でないのだろうか？

- 問題量を半分に分けて提示してみよう。
- 問題の量を制限してみよう。

等

② 学習につまずいているのだろうか？

- どこでつまずいているのだろう。
- どこをまちがしやすいのかな。
- つまずきを分析し、机間指導の中で、個別指導をしよう。

等

④ 友だち関係や家族のことなどで、心理的に不安なことを抱えていないだろうか？

- 情報を集めよう。
該当の子どもと一緒に休み時間や給食、掃除の時間を過ごしたり、話しかけたり、子どもをよく見たりしよう。周りの子どもとの関係もよく見よう。
関係する教職員からも情報を集めよう。
- SCに相談してみよう。
適切な支援方法について助言を受けるため、SCに教室に入って子どもを見てもらうことができます。同時に、家庭にも支援が必要な場合には、SSWから関係する機関へつなぎ、家庭環境への支援を行うことができます。



Ⅲ 学校全体で支援します

1. 学級の環境を整えています

- ・担任は「ともに学びともに育つ」学級づくりをめざします。
- ・すべての子どもに活躍できる場があり、あたたかい雰囲気のある学級づくりに取り組んでいきます。
- ・一人ひとりに寄り添い、一人ひとりの可能性を引き出し伸ばす（学びをデザインする）教師をめざします。

一人ひとりの子どもが、今いる環境の中で伸び伸びと生活し、意欲的に学んでいくことができるようにするために、担任または教科担任としてどのようなことに配慮し、実践していけばよいのでしょうか。

すべての子どもが活躍できる環境づくり

どの子どもクラスの一員として自信をもって学習や生活ができるよう、次のような環境を整えましょう。

- 1 わかりやすく、活動を理解しやすい室内掲示
- 2 整った教室環境の整備や個に配慮した座席の配置
- 3 一人ひとりの特長を生かせる係活動や学校行事への取り組み
- 4 みんなが取り組みやすい学習の場やルールの工夫
- 5 介助員等による可能性を伸ばすための支援
- 6 互いに支え合えるあたたかな学級の雰囲気づくり



あたたかな雰囲気づくりの大切さ

授業はもちろんですが、食事中や休み時間にも、子ども同士や子どもと教師との関わりが多くなるよう気を配り、友だちのよさや頑張りを肯定的に受け止めることのできる価値観を育てていきましょう。また、できない・わからない・間違えることを否定的にとらえないことを教職員が自らモデルとなって示したり、繰り返し伝えたりしていくことで、児童生徒にもそのような見方や考え方が育ちます。このような積み重ねによって、**互いの違いを認め、励まし合ったり、教え合ったり、支え合ったりするクラスの雰囲気**が生まれ、**ともに学びともに育つ学級づくりをより一層推進することができる**でしょう。

育てたい価値観

- 1 わからないから学ぶ、できないから練習する。
- 2 間違いから学ぶことは大きい。
- 3 一人ひとりに応じた学び方がある。 など

一人ひとりの可能性を引き出すために

- ① 子どもの持っている能力、興味関心等をみとる。
↓
- ② 適切な支援・指導を模索・実践し、子どもの可能性を引き出す。
↓
- ③ 適切な支援・指導方法を共有・修正し、どの教職員も同じ方針で支援・指導を続ける。

具体的な手立て

(みとる)

- ・一緒に遊んだり食事したりする中で、行動の特徴や情緒の起伏、得意なことや苦手なこと、興味関心のあることなどを把握する。
- ・教育相談センターや保護者からの情報、前担任からの引き継ぎや学習状況調査の結果、学習前のアンケートなど、様々な方法を活用する。

(引き出す)

- ・子どもたちの興味関心のあることや疑問から始まる学習展開を考える。
- ・子どもの力に応じて、量を調整したりスモールステップ化したりして取り組みやすい課題を示す。
- ・課題がクリアできたとき、または児童生徒がよさや創意工夫を発揮することができたときは、大いに認め、自己肯定感を育てていく。
- ・小グループなどで、みんなが発表したり学び合ったりできる場面を設定する。
- ・協同的な課題（チームで協力して探求する課題）を取り入れる。

(共有する)

- ・子どもの学びの様子や適した指導方法・方針を共有し、同じ方法で支援・指導ができるようにする。
- ・よりよい方法を探るため、学校での指導方法・方針は保護者とも連絡を取り合い確認しながら進める。

※個別指導の在り方

個に応じた配慮は大切ですが、「障がいがあるから」「その子にとって難しい課題だから」などという理由で、その子だけ別な場所で別な課題を与えたりすることは「ともに学びともに育つ」という支援教育の考え方とは異なります。一方で、個別の支援・指導を行うことが、今の子ども状況では有効であったり、保護者がそれを希望したりする場合がありますが、「**ともに学びともに育つ**」ことをめざしての支援・指導であるという基本的な考えは変わりません。担任は、最終的にはその子が**クラスの中で個別指導によってつけた力を発揮できる**ような場面を見通し、教職員同士の連携をとりながら支援・指導を考えていきましょう。

2. わかる授業づくりに取り組みます

- ・チームティーチング、少人数指導等できめ細やかな対応に取り組みます。
- ・授業のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

授業に集中して取り組めるようにするには、どんな工夫をしていけばよいのでしょうか。

チームティーチング、少人数指導の進め方

チームティーチングでは

- 子どもの実態やつまずきやすいところを事前に話し合い、共通認識をしておく。
- 役割分担や支援内容を確認しておく。

少人数指導では

- 多人数では行いにくい、少人数ならではの活動を工夫する。
 - ・一人ひとりの子どもが発表や表現する時間を多く計画する。
 - ・子どもの学びを見取り、個に対応する時間を多く計画する。



※ 介助員にも支援内容や方法を伝え、効果的な学習支援ができるようにする。

授業のユニバーサルデザイン化

だれにもわかりやすく、学ぶ喜びやわかる楽しさを感じさせ、確かな学力を身につけさせる授業づくりの方法として、**授業のユニバーサルデザイン化**が実践されています。

(授業のユニバーサルデザイン化の例)

- 1 シンプルで構造化された板書と意図的な机間支援
 - ・黒板周りは不必要な刺激を取り除く。文字の大きさや行間に配慮して板書を行う。
 - ・机間指導は一人ひとりと触れあうチャンスととらえ、つまずいている子だけでなく、進んでいる子にも言葉かけやサインを送る。
- 2 本時のねらいや授業の見通しの明確な伝達
 - ・授業の流れを予告する。説明や指導は短時間で行う。
 - ・本時のめあてを具体的に提示する。



3 視覚的な提示

- 説明とともに、イラストや写真を使う。
- 視聴覚教材を有効に使う。

4 話し方の工夫

- 1文1動詞で、具体的でわかりやすく指示をする。
- 声の大きさ、スピード、抑揚、間を工夫する。

5 肯定的な評価

- できたことはしっかりとほめる。
- できなかったことを否定するのではなく「～すればできるよ」と助言する。
- 必要があれば、その場で短く、具体的に注意する。

水筒(みずぎ)に きがえよう!		
①		うわばきを ぬぐ
②		くつしたを ぬぐ
③		シャツを ぬぐ
④		ずぼんを ぬぐ
⑤		ばすたおるを まく
⑥		ばんつを ぬぐ
⑦		みずぎを はく
⑧		ぬいだものを たたむ
⑨		すいえいぼうしを かぶる
⑩		すわる

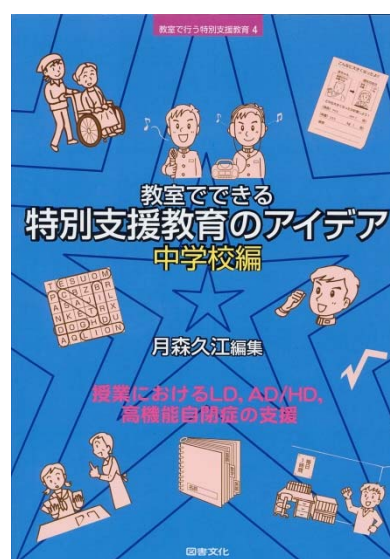
※教師の一方向的な講義形式の授業ではなく、「他の人に教える、自ら体験する、グループ討議等」の能動的・体験的な学習方法を取り入れた「**アクティブ・ラーニング**」を行うことは、学ぶ喜びやわかる楽しさを感じることができ、学習内容の定着や汎用的な力の育成に有効です。

※平成27年1月に各学校に配布した、以下の資料も参考にしてください。生活面・学習面等の取組例が掲載されています。

- 通常学級での特別支援教育のスタンダード
 - 通常学級でできるトラブル・行動問題への対処
 - 教室でできる特別支援教育のアイデア（中学校編）
- 全校へ配布
→ 中学校へ配布



(東京書籍)



(図書文化)

3. 保護者と連携を図ります

- ・保護者と情報を共有し支援の方法を考えます。
- ・小中学校への入学に関わる相談を充実させ、就学先や進学先での支援について一緒に考えていきます。

家庭と学校の連携を充実させ、子どもの状況や支援・指導方針について積極的に保護者と情報共有し支援の方法を考えましょう。

保護者との情報共有では



・保護者の気持ちを丁寧に受け止めましょう。

保護者の思いや不安感を受けとめ、相手の感情に寄り添い理解しようとする姿勢を大切にしましょう。相手を尊重する気持ちをうなずき等の態度で伝えることや「一緒に考えていきましょう。」と言葉で伝えることで安心感や信頼感につながります。

・直接顔を合わせて話をする機会を大切にしましょう。

家庭訪問や面談など顔を合わせて話をしましょう。電話では、伝わりにくいことでも、顔を合わせることで伝えることができます。

・複数で対応しましょう。

担任が一人で対応するのではなく、校内支援担当者、児童・生徒指導担当者、学年の教職員、管理職等、複数で対応し学校としてどのような支援をしていくのかチームで検討しましょう。

・家庭と学校が同じ方向性で対応しましょう。

もし、学校と家庭の支援・指導の方向性が違っていたとしたら、子どもたちは「どちらに従えばよいのだろう。」と混乱してしまいます。

子どもたちが正しい行動を理解し、身につけていくためには、家庭と学校が積極的に情報を共有し、同じ方向性で支援・指導をしていくことが重要です。そうすることで、家庭や子どもの気持ちの安定にもつながります。



・担任が替わるときの引き継ぎを丁寧にしましょう。

新学期に入って担任が替わった時は、新担任はできるだけ早い時期に保護者と面談を行い、継続した支援ができるように話し合いをしましょう。

・必要に応じてSCやSSWや外部機関を活用しましょう。

子どもの状況を正しく伝えたり、保護者の気持ちに寄り添ったりするためにSCやSSWや外部機関を活用し、保護者との連携を図っていくことも大切です。そうすることによって、困りごとを抱える子どもたちをより多面的に理解することができ、保護者の気持ちの安定にもつながります。

(SSWや外部機関についてはリーフレットの裏面あるいは、ガイドブックのVを参照ください。「児童生

徒指導の手引き」も参照してください。)

・「支援シート」の活用について

「支援シート」とは、保護者・学校・その他関係者（医者、児童相談所など）が意見を出し合って支援の計画をつくるための用紙です。継続的な支援が必要とされるときには、保護者の希望により「支援シート」を作成することができます。このシートにより、学年や学校が変わっても、どのようなめあてで、どのような支援がされてきたか引き継ぎができます。保護者との連携のツールとして「支援シート」を活用してください。

作成は、支援を始めよう（受けよう）とするときです。家庭・学校・相談機関で話し合いながら作成します。これまでどのような支援を受けて、どのような成果があったか、これからどのような支援を行っていくのかを記入します。「支援シート」の書き方がわからない場合には、学校SCに相談してください。

3年に1回程度、見直しを行いながらこれまでの取り組みを評価して、その結果を次の計画に生かしてください。

例 小学校6年生が中学校に進学する場合で考えると

「これまでの取り組み」「これまでの取り組みの評価」については、小学校6年3学期末の個別面談の時などに作成することが考えられます。保護者と6年生の担任の先生が相談しながらこれまでの取り組みとその評価を記入します。保護者は、中学校においても支援をしてもらいたいと思った場合、必要に応じて、それを持って中学校へ行きます。

これを受け取った中学校では、入学後の保護者面談や家庭訪問の時などに、「これからの計画」について保護者と担任、担当等と一緒に相談し、記入します。継続性を保障するために、小学校における取り組みと評価について書かれたシートの内容を最大限尊重して、中学校における計画に反映していくことが大切です。

小学校入学前あるいは卒業前に作成した「支援シート」を進学先の小学校、中学校に持参する保護者もいると思います。受け取った学校は、継続した支援ができるように活用してください。

支援シートの保管について

原本は保護者が保管するものですが、保護者の了解のもと、コピーを学校で保管することもできます。その場合には、慎重に取り扱いをお願いします。廃棄の期限も学校における文書の保存期間に準じて決めておく必要があります。

「支援シート」は、教育指導課の様式集（N-18）にも入っています。記入例（P. 10

資料1）がありますので参考にしてください。

支援シートⅠ これまでの支援これからの支援

(記載例：小学校～中学校入学)

ふりがな 氏名	所属機関	記入日	相談メンバー
藤沢 太郎	□□小学校 ↓ △中学校	2014 3/10	○保護者 ○□□小学校担任 ○スクールカウンセラー

学習のこと。学習の方法。できるようになったこと。学校での過ごし方。など

*記入者には○印をつける

項目	内容
所属機関	計算の課題は数を少なくして、やり遂げられるようにした。教室の席は、教卓の近くにして教師から個別に声をかけやすいようにした。 予定の変更が苦手なので、事前に予告説明を丁寧にした。校外での活動では、介助員がついて参加したこともある。毎日ワークブックに2ページずつ取り組んだ。
家庭生活	4年生までは、児童クラブを利用していた。5年生以降は、家でゲームをして過ごすことが多くなった。身体を動かす機会が少なくなり、運動不足気味である。
余暇・地域生活	スイミングに週1回通う。休日は父親と自転車で出かけることが多い。
健康・安全・相談	ことばの教室に通級。市カウンセラーにも相談してきた。発作は出ていないが、年1回、〇〇医療センターで脳波検査をしている。

家庭での過ごし方。家庭で困っていること。など

休日や放課後の過ごし方。など

困った時の相談相手。医療面での取り組み。健康や食生活に必要な配慮。など

集団生活	友だちと同じことをしようとする気持ちがある。一方でやり始めるとマイペースなため時間で終わることが出来ないこともある。予定を予告したり、予定表を書いて見せたりすることで安心し、本人なりに見通しを持って活動できることが増えてきた。
学習	本人と話し合っ決めて決めた課題には、毎日取り組む習慣がついた。今後も継続していきたい。
コミュニケーション	本人が嫌な思いをした時、いきなり大声を出したり、物に当たったりすることがあるので、言葉で伝えるように促してきた。上手に表現できるようになってほしい。

今までで一番成果があったこと。これからも継続していきたいこと。次のステップは何か。「こうしてほしい」と思うこと。など

大切にしていきたいこと。
・どんな人とネットワークを広げていきたいか。などを書く。

(「所属機関」以下を先に書いた上で、保護者の方と相談しながら書けるといいですね)

これからの方針	学校と保護者が必要に応じて連絡をとりあい、定期的に面談を行う。学習の取り組みの様子などを関係者で振り返り、相談しながら授業をすすめていく。
所属機関	先生の話に集中しやすいように席を前の方にする。自分の気持ちをことばで表現できるように支援する。新しい取り組みをするときには事前に保護者と情報を共有しながら本人がわかるように伝えていく。
家庭生活	保護者が中心となって記載
余暇・地域生活 卒業後の生活	
健康・安全・相談	

実際に取り組んでいくこと。そのために必要な支援は何なのか

入学・進学に関わる相談を充実させるために

小中学校入学への不安を感じている保護者に対しては、保護者の気持ちや願いを丁寧に受け止めましょう。



・小学校入学に際しての相談は、

藤沢市学校教育相談センターにおいて就学相談を行っています。保護者等との相談を実施し、それをうけて、就学支援委員会にはかります。入学先が決定したら、学校は、藤沢市学校教育相談センターからの情報を活用し、子どもの状況を把握しましょう。クラス編成などの参考にもなります。

保護者が、学校へ直接相談に来たときは、丁寧に対応してください。必ず面談をおこない子どもの様子や保護者の思いを聴きましょう。その時も、校長、教頭、養護教諭等チームで対応することが大切です。

・進学に際しての相談では、

進学先が決定したら、児童生徒が進学してから困らないように、在籍している学校と進学先の学校が連携をとり、子どもの状況を共有しましょう。

進学先の学校は、進学前に保護者と面談するなどして、校内での支援や家庭で協力してもらいたいことなどについて一緒に話し合しましょう。そうすることによって、学校も保護者も子どもも安心して入学式を迎えることができます。

・転学籍希望の相談を受けた時は

学校長を通して、教育指導課(学校教育相談センター)へ連絡をください。

転学籍の進め方については、学校教育指導計画P. 24「転籍に係る手続き」を参照ください。

4. 校内支援体制を整えています

- ・担任だけでなく、校内で情報を共有し、教職員みんなで関わります。（校内支援担当教員、児童生徒指導担当教員、養護教諭など）
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携して、一人ひとりに合わせた支援の方法を考えます。



子どもたちの抱える課題の要因は重複化・複雑化しており、教育的ニーズも多様化しています。教員一人では解決できない課題も多くあります。そのような時には、一人で抱え込むのではなく、校内支援担当者を中心とした校内支援体制を確立し、**チームとしての支援**をしていきましょう。

校内支援委員会で情報を共有しましょう

①子どもの情報を収集。



②「何に困っているか」の状況を把握。



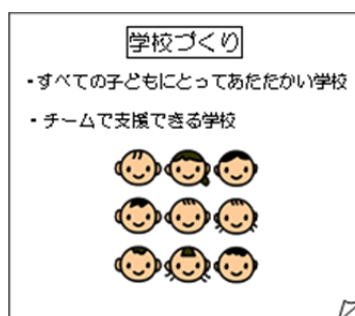
③具体的な支援・指導の方針や手立てを考える。

※ これもチームで協働し、担任を支援することが大切になります。状況によっては、ケース会議を開催したり、外部機関と連携したりすることも視野に入れます。特に学校教育相談センターや白浜養護学校、県立藤沢養護学校、県立鎌倉養護学校等の地域支援、特別支援学級・通級指導教室担当者との連携は有効です。



④いつでも誰もが、その子に対して同じ対応をする。

子どもが安心して学校生活を送ることにつながります。



ケース会議を開催しましょう

ケース会議とは、個々の子どもの困っている状況について、「どのように理解したらよいか」、「有効な支援・指導方法」について**個別に検討**する会議です。校内支援担当者を中心として、関わりのある教職員がメンバーとなります。より専門的な支援が必要となる場合には、学校外の人材や関係機関を活用しましょう。

ケース会議の手順

①子どもが困っている状況を共有する。

※子どもの状況を見とることについては、SC、学校教育相談センター、特別支援学校地域支援を活用できます。



②行動の背景や要因を考え、行動の意味を整理する。

目の前の子どもたちがどのようなことで困っているのか、という教育的ニーズを把握します。

※家庭への支援が必要な場合もあります。SCやSSWとともに考えましょう。



③具体的な支援・指導方法を決める。

「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「いつまでに」するのかという具体的な支援・指導方法を決めます。

※具体的な支援・指導内容については、特別支援学校地域支援担当、特別支援学級・通級指導教室担当、学校教育相談センターSC、SSW等からアドバイスを受けたり、ともに考えたりしましょう。

※支援・指導内容については校内支援委員会で共有しましょう。



④実践する。

ケース会議で話し合われた支援・指導をその子の実態に合わせて具体化して実践します。



⑤振り返りと再検討をする。

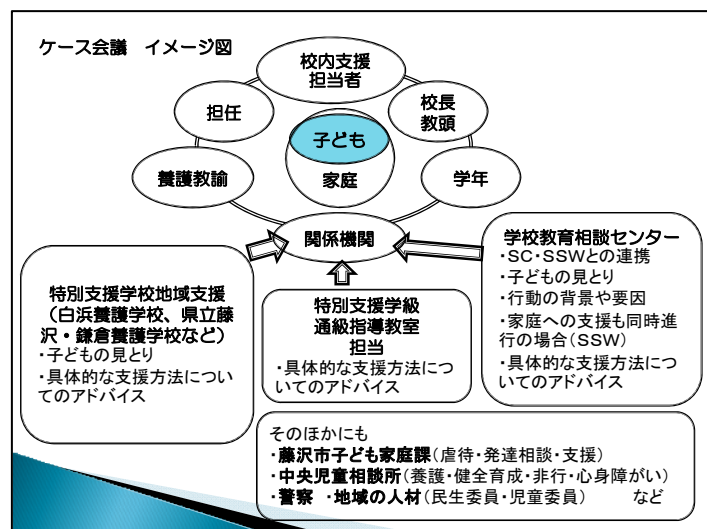
その支援・指導方法についての振り返りを行い、支援・指導方法の再検討をし、よりよい支援につなげていきます。



⑥継続的な支援を行う。

ケース会議で使用した資料や会議の記録はファイルなどにまとめて保管しておきます。よりよい支援・指導の内容について教職員の共通理解を深め、継続した支援を行いましょう。

ケース会議を行うことにより、**新たな視点**を得ることや**さまざまな角度から子どもを理解**すること、**さまざまな方法で支援**することができるようになります。また、学校全体で**支援・指導方針を共有**し、**対応を一致**させることで、子どもたちは混乱することなく、安心して学校生活を送ることができるようになります。



Ⅲで述べてきたことを図にまとめると、次のようになります。

藤沢市の支援教育
～ともに学びともに育つために～

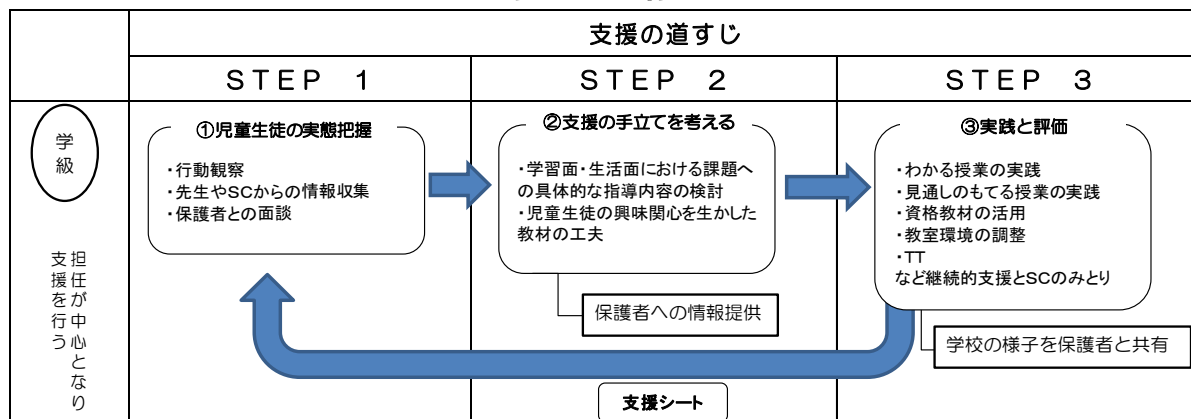


図1：学級を中心とした支援のみちすじ

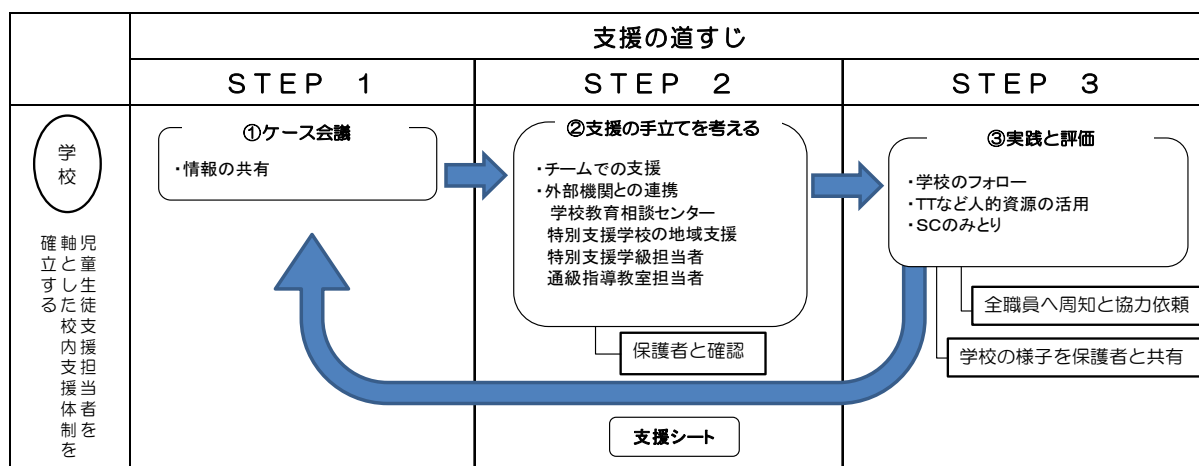


図2：学校全体での支援のみちすじ

IV 教育委員会の支援

1. 学習環境を整えています

一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、さまざまな学びの場や学習環境を整えます。

- ・通級指導教室（ことばの教室・すまいる） ・相談支援教室 ・日本語指導教室
- ・国際教室 ・特別支援学級 ・特別支援学校

2. 学校生活を応援しています

みんなと楽しく安全に学習できるよう人的な支援をします。

- ・教育相談コーディネーター ・養護教諭 ・栄養教諭、栄養職員 ・学校用務員
- ・事務職員 ・給食調理員・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・新入生サポート講師 ・介助員 ・日本語指導員 ・外国語指導講師 ・図書館専門員
- ・ボランティア

3. 教職員研修を実施しています

- ・指導主事が各学校を計画訪問、要請訪問し、個に応じたきめ細やかな支援・指導、授業づくりについて教職員に研修を実施しています。
- ・児童生徒理解やいじめに関わる研修を校内で実施しています。
- ・教職員のキャリアステージに合わせ、授業力向上等専門性を高めるための研修を実施しています。

4. 教育環境の質的向上をめざしています

- ・安全、安心で快適に学ぶことができるよう、誰でも使いやすい施設・設備の整備を行っていきます。
- ・相談室等の整備を行い、安心して相談できるような環境を整えていきます。

V 関連機関との連携

	関連機関の名称	相談内容	連絡先
①	藤沢市学校教育相談センタ —	教育相談全般	〈所在地〉 藤沢市善行7-7-24
	藤沢市相談支援教室 (藤沢市学校教育相談センター)	不登校の児童生徒や保護者に対する相談・支援	TEL90-0660
②	特別支援学校の地域支援	地域の小学校、中学校に在籍する障がいがある子どもの教育に関すること	白浜養護学校 TEL33-1500
	白浜養護学校		県立藤沢養護学校の地域支援担当 TEL82-9416
	県立藤沢養護学校		県立鎌倉養護学校地域支援担当 TEL0467-45-1954
	県立鎌倉養護学校		県立平塚盲学校 TEL0463-31-0948
	県立平塚盲学校		県立平塚ろう学校 TEL0463-32-0129
③	藤沢市子ども家庭課	子ども、子育て、青少年に関する相談 虐待についての相談 発達相談・支援について	TEL50-3569、 50-7714 50-3596
④	神奈川県中央児童相談所	子供を家庭で育てられない、子育ての心配、不登校相談、非行相談、ことばや発達の遅れ	〈所在地〉 藤沢市亀井野 3119 TEL84-1600
⑤	外国人相談（藤沢市） 藤沢市役所 市民相談情報課 外国人 市民相談室、湘南台市民センター1階 外国人市民相談室（火、金）	在住外国人の行政や日常の手続き	市民相談情報課 TEL50-3568 湘南台市民センター TEL45-1600

※リーフレットには掲載されていませんが、以下のような相談機関があります。

⑥	藤沢市生活援護課	経済的な困りごと	Tel50-3572
⑦	藤沢市障がい福祉課	障がいや福祉に関すること	Tel50-3528
⑧	県立総合療育センター	医療や療育に関すること	〈所在地〉 藤沢市亀井野3119 Tel84-5700
⑨	県立総合教育センター 亀井野庁舎 (教育相談センター)	教育相談全般	〈所在地〉 藤沢市亀井野2547-4 Tel81-8521
相談先に悩んだら・・・・・・・・・・			学校教育相談センター 教育指導課

付録 インクルーシブ教育に係る世界・国・神奈川県・藤沢市の動き

	【 世界 】	【 国 】	【 神奈川県 】	【 藤沢市 】
昭和29年				小・中学校長より障がい児のための特殊学級の設置要望が出される
昭和30年				鵜沼小学校に藤沢初の特殊学級を設置
昭和32年				鵜沼中学校に中学校初の特殊学級を設置
昭和37年				白浜養護学校を開校
昭和42年				俣野小学校にことばの教室を設置
昭和49年				特殊学級から特別指導学級へ名称変更 明治小学校に軽度の知的障がい児のための特別指導学級を設置
昭和54年		養護学校の義務教育化		
平成 2年				介助員制度が発足
平成 6年	サマランカ宣言			
平成14年			これからの支援教育の在り方検討協議会 「支援教育の在り方（報告）」	
平成18年	障害者の権利に関する条約 国連採択	学校教育法施行規則の一部改正 通級による指導が可能になる		
平成19年		学校教育法の一部改正 特殊教育から特別支援教育へ	かながわ教育ビジョンの策定 「共に育ち合う教育」	特別指導学級から特別支援学級へ
平成20年				学校教育相談センター開設
平成21年				学校教育支援相談員から 藤沢市スクールカウンセラーに名称変更
平成23年		障害者基本法の一部改正 可能な限り障がいがあるものと、ないものが 共に教育を受けられるように配慮する		
平成25年		学校教育法施行令の一部改正 障がいがある児童生徒の就学先決定の 仕組みを変更	「神奈川の教育を考える調査会 （最終まとめ）」	大庭小と大清水小に 情緒適級指導教室「すまいる」開設
平成26年		障害者の権利に関する条約 批准		藤沢市特別支援教育協議会から 本市の「支援教育」について提言
平成27年				「藤沢の支援教育」の考え方を周知
平成28年		障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律		

インクルーシブ教育に係る世界・国・神奈川県・藤沢市の動き

【 世界 】

平成 6年 6月 サマランカ宣言

教育は障がいのある子どもを含む「全ての」子どもたちの基本的権利であるとし、全ての児童の多様性を考慮して教育制度を策定することを求めています。全ての子どもたちを包括するような教育を目指すことを提起しています。

平成18年12月 障害者の権利に関する条約 国連採択

インクルーシブ教育システムについて、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みや、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

【 国 】

昭和54年 養護学校の義務教育化

平成18年 4月 学校教育法施行規則の一部改正

一部特別な指導を必要とする、通常級に在籍するLD・ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒への適切な支援を図るため、「通級による指導」が行えるようになりました。

平成19年 4月 学校教育法の一部改正

「特別支援学校」という名称が学校として位置づけられ、「すべての教育の場において一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う」という考えのもと「特殊教育」から「特別支援教育」へ変更、「特殊学級」は「特別支援学級」へと変更されました。

平成23年 8月 障害者基本法の一部改正

「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、障害者基本法の一部が改正されました。教育については、可能な限り、障がいのあるものと、ないものが、共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じなければならないと定めています。

平成25年 9月 学校教育法施行令の一部改正

障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、従前は「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」と規定されていましたが、「個々の児童生徒について、市町村の教育委員会が、その障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすること」と改めました。

平成26年 1月 障害者の権利に関する条約 批准

平成28年 4月施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障がいのあるなしにかかわらず、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進することを定めています。

【 神奈川県 】

平成14年 3月 これからの支援教育の在り方検討協議会「支援教育の在り方（報告）」
これを基本として、神奈川県では、障がいのある子どもたちを含め、全ての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもたちに応じた働きかけをする「支援教育」を推進してきました。

平成19年 8月 かながわ教育ビジョンの策定「共に育ち合う教育」
すべての子どもがよりよい環境で学べるよう、教育的ニーズに応じた教育を展開する「インクルージョン教育」の考え方が示されました。

平成25年 8月 「神奈川の教育を考える調査会（最終まとめ）」
インクルーシブの視点による教育を推進するため、障がいの有無にかかわらず共に学ぶしくみづくりや多様な学びの場の整備等について提言が示されました。

神奈川県では、「支援教育」の理念のもと、共生社会の実現に向けて、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、ともに育つことをめざし、インクルーシブ教育を推進する取り組みが進められています。

【 藤沢市 】

昭和29年 小・中学校長会より障がい児のための特殊学級の設置要望が出される

昭和30年 鵜沼小学校に藤沢初の特殊学級を設置

昭和32年 鵜沼中学校に中学校初の特殊学級を設置

昭和37年 白浜養護学校を開校し鵜沼小学校と鵜沼中学校の特殊学級を移転

昭和42年 俣野小学校に聴覚・言語障がい児のためのことばの教室を設置

昭和49年 特殊学級から特別指導学級へ名称変更

明治小学校に軽度の知的障がい児のための特別指導学級を設置

平成 2年 介助員制度が発足

平成19年 特殊教育から特別支援教育へ移行

特別指導学級から特別支援学級へ名称を変更しました。

平成20年 学校教育相談センター開設

総合的な教育相談機能の充実を図ることを目的に開設されました。

平成21年 学校教育支援相談員から藤沢市スクールカウンセラーに名称変更

平成25年 大庭小と大清水小に情緒通級指導教室「すまいる」開級

平成26年 藤沢市特別支援教育協議会から本市の「支援教育」について提言

「支援教育」は「特別支援教育」を包含するものと捉え、さまざまな教育的ニーズを必要とする児童生徒に対して、適切な支援教育を進めていくことが重要である。」という提言を受けました。

平成27年 「藤沢の支援教育」の考え方を周知

その他 児童・生徒支援に係る主な国・神奈川県・藤沢市の動き

【 国 】

平成16年10月 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
学校は児童虐待の早期発見に努めなければならないと定めています。

平成25年 9月 いじめ防止対策推進法
いじめの防止のための基本理念やいじめの禁止、関係機関の責務等を定めています。

いじめ防止等のための基本方針（いじめ防止対策推進法 第2章）
いじめ防止等のために国、地方公共団体、学校が実施すべき施策等を定めています。

平成26年 8月 子どもの貧困対策に関する大綱
「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、学校教育による学力保障と学校を窓口とした福祉関連機関等との連携等が規定されています。

平成27年 4月 生活困窮者自立支援法
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的として、生活困窮者に対し、自立のための支援を行うための措置を講ずると定めています。

【 神奈川県 】

平成26年 4月 神奈川県いじめ防止基本方針
神奈川県におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために策定されました。

【 藤沢市 】

平成26年 2月 すべての子どもたちが、笑顔で通える学校づくりのための基本方針
（藤沢市いじめ防止対策基本方針）
藤沢市教育委員会が、いじめ問題に関する総合的な対策を策定しました。

平成26年 4月 学校いじめ防止対策基本方針
自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて方向性や取組内容を策定しました。

平成27年 4月 生活困窮者自立支援制度
平成27年4月より施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、新たな生活困窮者自立支援制度がスタートしました。

平成27年 4月 子どもの学習支援事業
生活全般にかかわる困りごとの相談窓口として「バックアップふじさわ」を設置。世帯全体を支え、子どもの学習環境を整え、学習支援、修学支援、進学支援等を行っています。

平成27年 4月 藤沢市子どもをいじめから守る条例
藤沢市の子どもたちを、いじめから守るために、学校や教育委員会、家庭、地域、関係諸機関等が一体となっていじめをしない、させない、許さない、社会となることを目指した条例です。